

徳島県情報公開審査会答申第151号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成27年9月28日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「〇〇土地改良区から県に提出されたH19年度に係る資料(定期検査)及び(定カン変更, 議示録)の資料含む 産業交流部(阿南)」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成27年10月13日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「保有していない」ことを理由とする、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成27年10月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成27年11月17日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

実施機関は、土地改良法に基づき土地改良区に対して指導監督する立場であり、現場である産業交流部(阿南)が本件請求に係る公文書を管理するのは当たり前であり、請求拒否決定はおかしい。

また、公文書公開請求で公開した公文書は、1年間は保存するという規定があるから、その規定に基づいて当該公文書があるはずである。

監督官庁として土地改良区を管理する立場である実施機関が、事実を隠蔽及び保存書類を全部焼いたとする行為を明確にするため。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書等を要約すると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件請求に係る公文書

本件請求に係る公文書は、「〇〇土地改良区から県に提出されたH19年度に係る資料（定期検査）及び（定カン変更，議示録）の資料」である。

「定期検査」に係る公文書とは、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づき実施機関が行う土地改良区に対する定期検査において、当該土地改良区から提出される資料である。

また、「定カン変更，議示録」に係る公文書とは、土地改良区の定款変更の際に当該土地改良区から実施機関に提出される資料である。

そして、異議申立人は、本件請求において、平成19年度の定期検査及び定款変更に係る〇〇土地改良区から南部総合県民局（阿南）に提出された資料の公開を請求している。

2 「定期検査」に係る公文書について

本件請求のうち「定期検査」に係る公文書について、実施機関は、平成19年度に〇〇土地改良区の定期検査を行っていないため、南部総合県民局（阿南）が取得した事実はない。

3 「定カン変更，議示録」に係る公文書について

実施機関は、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号。以下「規則」という。）に基づき公文書の管理を行っており、規則第6条第1項において、「公文書の保存期間は、30年，10年，5年，3年，1年及び1年未満の期間とし、その基準は、別表に定めるところによる。」と定め、また、規則第9条第1項において、「公文書は、その保存期間（保存期間が延長された場合にあつては、延長後の保存期間）が満了したときに、徳島県立文書館に引き渡すものを除き、廃棄するものとする。」と定めている。

実施機関では、「定カン変更，議示録」に係る公文書を、規則別表の「公文書の区分」三の項の11「その他5年間保存する必要があると認められる公文書」に該当する公文書として、その保存期間を5年と定めている。

したがって、本件請求のうち「定カン変更，議示録」に係る公文書は、平成19年度に〇〇土地改良区から南部総合県民局（阿南）に提出された資料であるため、平成

25年3月31日に保存期間が満了したことから廃棄されている。

なお、公文書の廃棄の特例として、規則第10条第4号において、「徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第6条第1項に規定する公開請求があったもの」については、「同条例第12条各項の決定の日の翌日から起算して1年間」が経過する日までの間、廃棄してはならないと規定されているが、本件請求の「定カン変更、議示録」に係る公文書について、本件請求の日からさかのぼること1年間の間には同様の公文書公開等の決定は行われていない。

4 結論

以上により、実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していないことから、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書

異議申立人は、本件請求において、「〇〇土地改良区から県に提出されたH19年度に係る資料（定期検査）及び（定カン変更、議示録）の資料」を請求している。

「（定期）検査」とは、法第132条第1項に基づき、都道府県知事が行う土地改良区の業務又は会計の状況の検査を指しており、「〇〇土地改良区から県に提出されたH19年度に係る資料（定期検査） 産業交流部(阿南)」(以下、「本件公文書1」という。)とは、平成19年度の定期検査の手続において、〇〇土地改良区から南部総合県民局に提出された資料を指すと認められる。

また、土地改良区が定款の変更を行うには、法第30条第1項第1号の規定により土地改良区の総会の議決を経て、同条第2項の規定により都道府県知事の認可を受けなければならない。土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第27条第1項の規定に基づき土地改良区から定款変更の事由を記載した書面、総会の議事録の謄本等を添付した変更の認可の申請書を提出することとされている。「〇〇土地改良区から県に提出されたH19年度に係る（定カン変更、議示録）の資料 産業交流部(阿南)」(以下「本件公文書2」という。)とは、平成19年度に〇〇土地改良区が南部総合県民局に提出した定款変更の認可の申請書及び添付書類を指すと認められる。

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、実施機関が行った本件処分について、本件請求に係る公文書を保有していないというのはおかしい旨を主張するため、本件請求に係る公文書の存否について検証する。

(1) 本件公文書1について

実施機関の説明によると、本件公文書1については、「実施機関は、平成19年度に〇〇土地改良区の定期検査を行っていないため、南部総合県民局（阿南）が取

得した事実はない。」とのことである。

当審査会において確認したところ、法第132条第1項に基づく検査のうち定期検査は、実施機関が原則3年に1度実施しているが、〇〇土地改良区については、平成19年度は定期検査を行う年度に当たっておらず、また、実際に平成19年度に定期検査を行っていなかった。

したがって、南部総合県民局が〇〇土地改良区から本件公文書1の提出を受けることはなく、「取得した事実はない。」とする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(2) 本件公文書2について

実施機関の説明によると、本件公文書2については「規則別表の「公文書の区分」三の項の11「その他5年間保存する必要があると認められる公文書」に該当する公文書として、その保存期間を5年と定め」、「平成25年3月31日に保存期間が満了したことから廃棄されている。」とのことである。

当審査会において確認したところ、平成〇年〇月〇日に〇〇土地改良区に係る法第30条第3項の規定による定款変更の認可の公告が徳島県報に登載されていることから、平成19年度には、南部総合県民局は本件公文書2を取得していたと認められる。そして、南部総合県民局は、規則に基づき本件公文書2の保存期間を5年と定めているため、平成24年度末である平成25年3月31日まで保管していたとのことであり、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

なお、異議申立人は、「公開請求で公開した公文書は、1年間は保存するという規定があるから、その規定に基づいて当該公文書があるはずである。」と主張しているため、その点についても検証する。

規則第10条第4号において公文書公開請求があった公文書について廃棄の特例が規定されているが、実施機関における調査では、本件請求の日からさかのぼること1年間の間には同様の公文書公開等の決定は行われていないとのことであった。当審査会において確認したところ、本件請求の日の1年前までにおいて、本件公文書2に係る公開請求についての決定は、存在しなかった。

したがって、本件公文書2について「保存期間が満了したことから廃棄されている。」とする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関の行った本件処分は、妥当であると認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成27年11月17日	諮問
12月25日	実施機関からの理由説明書を受理
平成28年 3月15日	審議（第134回審査会）
5月16日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第135回審査会）
7月27日	審議（第137回審査会）
8月29日	審議（第138回審査会）
10月 3日	審議（第139回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 総合科学研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	
益田 歩美	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	